

平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会社名 国際石油開発帝石株式会社
 代表者名 代表取締役社長 北村 俊昭
 (コード番号 1605 東証第一部)
 問合せ先 広報・IR エグゼクティブマネージャー 橋高 公久
 電話番号 03-5572-0233

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることに伴い、定款第 42 条および第 50 条に所要の変更を行うものです。なお、定款第 42 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 41 条 (条文省略) (社外取締役の責任限定契約) 第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	第 1 条～第 41 条 (現行どおり) (取締役の責任限定契約) 第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第 43 条～第 49 条 (条文省略) (社外監査役の責任限定契約) 第 50 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	第 43 条～第 49 条 (現行どおり) (監査役の責任限定契約) 第 50 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第 51 条～第 54 条 (条文省略)	第 51 条～第 54 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日（予定）

以 上